



一定の病気等にかかる 道路交通法の一部改正



(平成26年6月1日から施行)

「一定の病気等」とは

自動車等の運転に支障を及ぼすおそれのある一定の症状を有する病気等

- 統合失調症 ○てんかん ○そううつ病 ○アルコール・麻薬等中毒 ○認知症
- 脳卒中関係 ○再発性失神 ○無自覚性低血糖症 ○重度の眠気を催す睡眠障害
- その他、自動車の安全な運転能力を欠く症状の者等

※上記の病気が必ずしも自動車等の安全な運転に支障を及ぼすとは限りません。

「一定の病気等」にかかる道路交通法の一部改正の概要

- 免許の取得・更新の際、一定の病気等について書面で質問されますので正しい回答をしてください。

※ この部分の虚偽記載や回答は1年以下の懲役または30万円以下の罰金に！

質問票	
次の事項について、該当する口にレ印を付けて回答して下さい。	
1 過去5年以内において、病気（病気の治療に伴う症状を含みます。）を原因として、又は原因は明らかでないが、意識を失ったことがある。	□はい □いいえ
2 過去5年以内において、病気を原因として、身体の全部又は一部が、一時的に思い通りに動かせなくなったことがある。	□はい □いいえ
3 過去5年以内において、十分な睡眠時間を取っているにもかかわらず、日中、活動している最中に眠り込んでしまった回数が3回以上あったことがある。	□はい □いいえ
4 過去1年以内において、次のいずれかに該当したことがある。 ・飲酒を繰り返して、酔い状態でアルコールが入っている状態を3日以上続けたことがある。 ・病気治療のため、医師から飲酒をやめるよう助言を受けているにもかかわらず、飲酒したことがある。	□はい □いいえ
5 病気を理由として、医師から、運転免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている。	□はい □いいえ
沖縄県公安委員会 殿 平成 年 月 日	
上記のとおり回答します。 回答者署名	
(注意事項)	
1 各質問者に対して「はい」と回答しても、直ちに運転免許を拒否若しくは保留され、又は既に受けている運転免許を取り消され若しくは停止されることはありません。	
(運転免許の拒否は、医師の診断書を参考に判断されますので正確に記入してください。)	
2 虚偽の記載をして提出した方は、1年以上の懲役又は30万円以下の罰金に処せられます。	
3 提出しない場合は手続きができません。	

質問票の内容により直ちに運転免許の取消し等にはなりません。

- 診断した医師による任意の届出制度
- 運転免許の暫定的停止
(一定の病気等の疑いがあると認める場合)
- 免許再取得時の試験の一部免除

一定の病気を理由として運転免許を取り消された方で、取消後3年以内に症状が改善し、改めて運転免許を再取得する場合は学科・技能試験が免除(適性試験のみ)

相談窓口

- 沖縄県警察運転免許センター 098-851-1000
適性試験係(内線595)
- 県内各警察署交通課

※ 相談者のプライバシーは厳重に保護され、他に漏れることはありません



沖縄県警察運転免許センター

